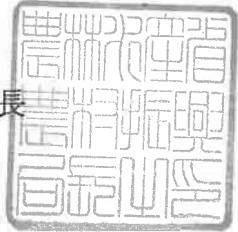


29農振第2590号
平成30年3月27日

北海道知事 殿

農林水産省農村振興局長



法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされたところである。

また、「特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。」こととされたところである。

このため、下記のとおり通知するので、御了知の上、市民農園関係法令に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願いたい。

なお、このことについて、貴職から管内の市町村に対し周知いただくよう併せてお願いしたい。

29農振第2590号
平成30年3月27日

東北農政局長 殿

農村振興局長

法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされたところである。

また、「特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。」こととされたところである。

このため、下記のとおり通知するので、御了知の上、市民農園関係法令に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願いたい。

なお、このことについて、貴職から管内の県に対し周知いただくとともに、管内の市町村に対し、県を通じ周知いただくよう併せてお願いしたい。

29農振第2590号
平成30年3月27日

関東農政局長 殿

農村振興局長

法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされたところである。

また、「特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。」こととされたところである。

このため、下記のとおり通知するので、御了知の上、市民農園関係法令に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願いたい。

なお、このことについて、貴職から管内の都県に対し周知いただくとともに、管内の市区町村に対し、都県を通じ周知いただくよう併せてお願いしたい。

29農振第2590号
平成30年3月27日

北陸農政局長 殿

農村振興局長

法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされたところである。

また、「特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。」こととされたところである。

このため、下記のとおり通知するので、御了知の上、市民農園関係法令に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願いたい。

なお、このことについて、貴職から管内の県に対し周知いただくとともに、管内の市町村に対し、県を通じ周知いただくよう併せてお願いしたい。

29農振第2590号
平成30年3月27日

東海農政局長 殿

農村振興局長

法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされたところである。

また、「特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。」こととされたところである。

このため、下記のとおり通知するので、御了知の上、市民農園関係法令に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願いたい。

なお、このことについて、貴職から管内の県に対し周知いただくとともに、管内の市町村に対し、県を通じ周知いただくよう併せてお願いしたい。

29農振第2590号
平成30年3月27日

近畿農政局長 殿

農村振興局長

法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされたところである。

また、「特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。」こととされたところである。

このため、下記のとおり通知するので、御了知の上、市民農園関係法令に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願いたい。

なお、このことについて、貴職から管内の府県に対し周知いただくとともに、管内の市町村に対し、府県を通じ周知いただくよう併せてお願ひしたい。

29農振第2590号
平成30年3月27日

中国四国農政局長 殿

農村振興局長

法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされたところである。

また、「特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。」こととされたところである。

このため、下記のとおり通知するので、御了知の上、市民農園関係法令に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願いたい。

なお、このことについて、貴職から管内の県に対し周知いただくとともに、管内の市町村に対し、県を通じ周知いただくよう併せてお願いしたい。

29農振第2590号
平成30年3月27日

九州農政局長 殿

農村振興局長

法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされたところである。

また、「特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。」こととされたところである。

このため、下記のとおり通知するので、御了知の上、市民農園関係法令に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願いたい。

なお、このことについて、貴職から管内の県に対し周知いただくとともに、管内の市町村に対し、県を通じ周知いただくよう併せてお願いしたい。

29農振第2590号
平成30年3月27日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省農村振興局長

法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされたところである。

また、「特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。」こととされたところである。

このため、下記のとおり通知するので、御了知の上、市民農園関係法令に関する事務の適正かつ円滑な実施に引き続き配慮願いたい。

なお、このことについて、貴職から沖縄県に対し周知いただくとともに、管内の市町村に対し、沖縄県を通じ周知いただくよう併せてお願いしたい。

記

第1 法人格なき社団による市民農園の開設について

市民農園の開設については、農村部の町内会や自治会等の住民自治組織が都市住民との交流を図ることを目的として開設する場合のように、法人格なき社団が主体となることも想定される。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）第3条第1項の承認の申請及び市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第1項の認定の申請（以下「市民農園の開設の申請」という。）は、法人格なき社団であっても行うことができ、その際の手続等は以下のとおりとする。

（1）市民農園の開設の申請ができる法人格なき社団

市民農園の開設の申請を行うことができる法人格なき社団は、代表者の定めがある社団とする。

（2）法人格なき社団の申請書類

法人格なき社団から市民農園の開設の申請を受ける農業委員会又は市町村は、特定農地貸付法又は市民農園整備促進法の規定に基づき提出が必要とされている書類のほかに以下の書類の提出を求めるものとする。

- ① 社団の代表者を定める書類（代表者を決定した総会の議事録、資料等）
- ② 当該社団の代表者の住民票の写し（住民票の写しの提出を受けなくても、申請書を受け付けた部局において、申請書に記載された代表者の氏名と住民基本台帳との照合ができる場合を除く。）
- ③ 団体規約

団体規約については、農地等を継続的に利用していくという観点から、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにそれらの責任者、財産管理の方法及びその責任者、公印の管理及び使用の方法並びにそれらの責任者、内部監査の方法等を明確にするように定められていることが望ましい。

（3）申請書類の留意点

法人格なき社団による市民農園の開設の申請に係る書類については、以下の点に留意することとする。

① 特定農地貸付法に基づく書類

特定農地貸付けの承認申請書

（「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について」（平成元年9月11日付け元構改B1014号農林水産事務次官通知）の別記様式第1号）

「住所又は主たる事務所」欄に社団の事務所の所在地、「氏名又は名称・代表者の氏名」欄に社団の名称及び代表者の氏名を記載すること

② 市民農園整備促進法に基づく書類

ア 市民農園開設認定申請書

（「市民農園整備促進法の運用について」（平成2年9月20日付け2構改B982号、建設省経

民発41号、建設省都公緑発108号農林水産省構造改善局長並びに建設省建設経済局長及び都市局長通知。以下「市民農園整備促進法運用通知」という。) の別記様式第2号)

「氏名又は名称・代表者」欄に社団の名称及び代表者の氏名、「住所又は主たる事務所」欄に社団の事務所の所在地、「職業又は業務内容」欄に社団の業務内容を記載すること

イ 市民農園整備運営計画書

(市民農園整備促進法運用通知の別記様式第3号)

「氏名」欄に社団の名称及び代表者の氏名、「住所」欄に社団の事務所の所在地を記載すること

(4) 代表者に変更があった場合の手続

法人格なき社団の代表者に変更があった場合は、速やかに変更届(別記様式第1号)並びに(2)の①及び②の書類を、市民農園が特定農地貸付法に基づき開設されたものであるときには農業委員会に、市民農園整備促進法に基づき開設されたものであるときには市町村に、それぞれ提出するものとする。変更届を受理した農業委員会又は市町村は、市民農園開設時の往復文書の綴りに当該変更届を時系列順に綴るなど、現在の代表者が誰であるかを把握できる状態にすることとする。

第2 市民農園の開設時の手続について

市民農園の開設については、市民農園の開設を希望する者(以下「開設希望者」という。)の負担を軽減し、行政上の各手続はできるだけ簡潔かつ効率的に行われることが望ましいことから、各手続の留意点を(1)から(3)までに示すので、参考にされたい。

なお、あくまで手続を例示するものであり、具体的な事務の手続については各市町村の条例・規則・要綱等、慣行、申請者の申請状況等に応じて適宜工夫して対応いただきたい。

(1) 開設希望者から問合せがあった際の対応

市民農園の開設の申請を行うために市町村に来庁した開設希望者が、当該開設希望者が開設を予定している市民農園について区画数、区画当たりの面積、料金等の具体的なビジョンを持っており、かつ、要件、申請書類の記載事項及び市民農園の開設の申請の手続について理解をしていることが望ましい。

このため、開設希望者から電話等により事前問合せがあった場合には、どのような市民農園の開設を希望しているか聞き取った上で、要件や市民農園の開設の申請のために必要な手続の説明をするほか(農林水産省のホームページにパンフレット「市民農園をはじめよう！！」を掲載※しているので参照されたい)、各市町村のホームページに申請書類の様式を掲載の上、あらかじめ当該様式を示すことが効果的である。

(※ http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin_noen/s_kaisetu/attach/pdf/index-1.pdf)

(2) 市民農園の開設の申請があった際の対応

開設希望者が市民農園の開設の申請の手続を円滑に行うことができるよう、当該

開設希望者と市町村の間で、予定している市民農園の具体的な形態についての認識を共有するため、当該市民農園の所在、区画数、区画当たり面積、料金等の貸付条件、募集方法、管理方法等を確認し、その結果を市民農園計画書（別記様式第2号）に記載することが効果的である。

認識の共有後は、市民農園の開設の申請に係る様式等をまとめて示し、できるだけその場で様式等に手書きで記載してもらい、又はパソコンに入力し、市民農園の開設の申請を受け付けることが望ましい。なお、市民農園計画書を基に市町村が市民農園の開設の申請に係る様式を作成し、開設希望者の次回来庁時に当該様式を確認させ、押印を受けることで当該市民農園の開設の申請を受け付ける方法も考えられる。

（3）その他

- ① 特定農地貸付法第2条第2項第5号イの貸付協定については、「貸付協定例について」（平成17年9月1日付け17農振781号農林水産省農村振興局長通知）により貸付協定例は示しているものの、当該協定の締結に至るまでの手続については、特段定めていない。このため、当該協定の当事者間の利便性の観点から、開設希望者が締結の申出を行う際の様式を別記様式第3号のとおり定めるので、適宜活用されたい。
- ② 特定農地貸付けの用に供する農地について賃借権等の設定を行う契約の締結は、特定農地貸付法第3条第3項の承認又は市民農園整備促進法第7条第3項の認定の前であっても行うことができるが、当該承認又は認定の前に当該設定に係る農地の引渡しを行うと農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定に違反するため、農地の引渡し日は当該承認又は認定の日以降とすることにより対応されたい。

別記様式第1号

法人格なき社団の代表者の変更届（市民農園関係）

平成 年 月 日

殿

届出者
(社団の所在地)
(社団の名称)
(社団の代表者)

下記のとおり代表者が変更されましたので、届け出ます。

記

1 代表者の変更日

平成 年 月 日

2 前代表者の状況

前代表者の氏名	
---------	--

3 新代表者の状況

新代表者の氏名	
---------	--

※ 以下の書類を添付することとする。

- ① 社団の代表者を定める書類（代表者を決定した総会の議事録や資料等）
- ② 社団の代表者の住民票の写し（住民票の写しの提出を受けなくても、申請書を受け付けた部局において、申請書に記載された代表者の住所及び氏名と住民基本台帳との照合ができる場合を除く。）

別記様式第2号

市民農園計画書

平成 年 月 日

1 市民農園開設申出者

名前	
住所	
電話番号	

※ 法人又は法人格なき社団の場合は、「名前」欄に名称及び代表者名を、「住所」欄に事務所の所在地を記載する。

2 農園の位置

土地の所在	面積(m ²)	登記地目	現況地目	土地所有者	備考
計					

3 事業の内容

農園名称		
貸付期間※1	年 ケ月間	
区画面積・区画数※2	1区画当たり m ² 、合計 区画	
利用料	年間 円／区画	
利用料支払方法	○月中(○月○日まで)に○○に支払う(指定の講座に振込み)等	
募集方法・期間	市HP、チラシを町内の掲示板(家の前)に張り出す等／○月中等	
申込方法	はがき、FAX、電子メール等	
選考・通知方法	抽選、先着順、選考等／はがき、FAX、電子メール等	
管理者	<input type="checkbox"/> 開設者 <input type="checkbox"/> その他(氏名又は名称:)	
農園施設	<input type="checkbox"/> 水道・井戸 <input type="checkbox"/> 駐輪スペース(台) <input type="checkbox"/> 駐車スペース(台) <input type="checkbox"/> 農機具庫 <input type="checkbox"/> その他()	
開設予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
その他	(添付資料) <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 施設配置図 <input type="checkbox"/> その他()	

※1: 5年以内であることが必要

※2: 利用者1名への貸付け面積は1,000m²(10a)未満

別記様式第3号

貸付協定締結申出書

平成 年 月 日

殿

申出者※
(住所)
(氏名)

下記の農地について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第2条第2項に規定する特定農地貸付けを行うに当たり、同項第5号イの貸付協定を締結したいので申し出ます。

記

土地の所在	地目		利用状況	面積
	登記簿	現況		

※ 法人又は法人格なき社団の場合は、「住所」欄に事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者名を記載する。